

平成26年6月後期定例会 議事録

(1/7)

- ・開催日時 平成26年6月24日（火曜日）14時56分～16時25分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 松尾委員 中川原委員
（事務局）社頭事務局長 原副事務局長 宮原参事
毛利係長 植松係長 牛島係長 寺田主査

○議事事項

1 平成26年6月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成26年度佐賀県職員採用試験（大学卒業程度）〔U・Iターン型民間企業等職務経験者〕の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分、採用予定人数及び主な業務内容等

試験区分（職種）	採用予定人数	職務内容	特に求める経験等
民間企業等職務経験者（行政）	17名程度	県広報の企画立案、品質管理、デザイン等に関する業務 県のブランディング、観光客誘致、県産品の販路拡大等に係る戦略策定、ICTを活用した効果的な広報・情報発信に関する業務	・広告会社、企業の広報・広告宣伝部、ウェブ制作会社等において、広報や広告の企画立案、デザイン、メディアリレーション等の業務に従事した経験 ・広告代理店又はシンクタンク等において、消費者の嗜好・行動・購買意欲等に関するデータ分析、営業及び販売戦略の策定、広報の企画立案などの業務に従事した経験
		有田焼、農水畜産物、加工食品など佐賀県の県産品の海外への販路開拓、拡大に関する業務	商社等の企業において、英語又はフランス語を活用し、海外（アメリカ、ヨーロッパ等）での販路開拓や商品取引、貿易実務の業務に従事した経験

		中国との交流業務、県内企業等の中国への進出や現地企業との取引支援、海外事務所における業務	中国に駐在し、商社、小売業者又はメーカー等において、中国の企業を対象とした商取引に従事した経験
		金融機関等に対する検査・指導等に関する業務 法人等の税務調査に関する業務	金融機関、監査法人、税理士・会計事務所等において、財務会計、監査、税務業務に従事した経験
		個人又は法人に対する資金貸付、貸付金等の償還等に関する業務 県税の収納、徴収等に関する業務	・金融機関等において、融資審査、経営指導等に関する業務に従事した経験 ・金融機関又は債権回収会社等において、債権管理、債権回収等の業務に従事した経験（ただし、違法な取立行為等を除く）
		行政・経済分野に関する調査・データ分析・政策立案等に関する業務	民間企業や公共政策に携わる公的機関などにおいて、主に行政・経済分野に関するデータの収集・加工・解析を行い、施策立案等の業務に従事した経験
		上記以外に、主として知事部局において、これまで培ってきた知識・経験が活かせるような業務をはじめ、能力・適性・実績に配慮した分野での事務	県外の民間企業等での職務経験を通して培った「意欲」、「経営感覚・コスト意識」、「企画力・実行力」、「柔軟な発想力」、「コミュニケーション能力・対人折衝能力」等の能力・経験
民間企業等職務経験者（建築）	3名程度	主として知事部局において、県立施設の設計・施工管理等に関する業務	建築に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事した経験
JICAボランティア等経験者（行政）	1名程度	主として知事部局における多様な事務（ただし、配置先にあたっては、JICAボランティア等の活動内容や経験を考慮する場合がある。）	JICAボランティア等を通して培われた「困難な状況を克服する意欲と情熱」、「柔軟な思考と行動力」、「多様な文化や価値観を理解・受容し、相手との信頼関係を築けるコミュニケーション能力」等の能力・経験

2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

① 民間企業等職務経験者

I 行政

(1) 昭和30年4月2日以降に生まれた者

(2) 県外に本社を置く民間企業等（国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。）における職務経験が平成26年6月末日現在で通算して5年以上ある者

なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。

ア 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間（アルバイト、パートタイムの期間は除く）。

イ 職務経験が複数の場合には、通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。

(3) 日本国籍を有する者

(4) 地方公務員法第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

II 建築

(1) 昭和30年4月2日以降に生まれた者

(2) 県外に本社を置く民間企業等（国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。）における建築関係の職務経験が平成26年6月末日現在で通算して5年以上ある者

なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。

ア 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間（アルバイト、パートタイムの期間は除く）。

イ 職務経験が複数の場合には、通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。

(3) 1級建築士の免許又は1級建築施工管理技士の資格を取得している者

(4) 日本国籍を有する者

(5) 地方公務員法第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

② JICAボランティア等経験者

(1) 昭和50年4月2日以降に生まれた者

(2) 独立行政法人国際協力機構が実施する青年海外協力隊等における活動経験のほか、非営利団体を通じ、海外での国際貢献活動に従事した経験が平成26年6月末日現在直近7年間で通算して2年以上ある者

なお、この場合における活動経験は次のとおりとする。

ア 開発途上国・地域において1か月以上継続して活動していた経験（留学、研修の期間を除く）。

イ 活動経験が複数の場合には、通算することとするが、少なくとも1回は1年以上継続した活動を含むこととする。

(3) 日本国籍を有する者

(4) 地方公務員法第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験、第2次試験（民間企業等職務経験者（行政）のみ）及び最終試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について、最終試験は第1次試験（民間企業等職務経験者（建築）及びJICAボランティア等経験者）及び第2次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

書類選考を行う。

ア 書類選考

職務経験、実績等について、受験申込時に提出するアピールシートにより審査を行う。

イ 第1次試験合格者の決定

職務経験、実績等について審査し、採用予定者数等を考慮して、高点順に決定し、10月1日（水）に発表を行う。

(2) 第2次試験（民間企業等職務経験者（行政）のみ）

面接試験Ⅰを行う。

ア 面接試験Ⅰ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

イ 第2次試験合格者の決定

面接試験Ⅰに合格となった者について、採用予定者数等を考慮して高点順に決定し、10月17日（金）に発表を行う。

(3) 最終試験

論文試験、面接試験Ⅱを行う。

ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評定し、100点満点とする。時間は1時間30分とする。

ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

イ 面接試験Ⅱ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

ただし、一定の基準に満たない場合は不合格とする。

なお、面接試験の参考とするためWEBによる適性検査を実施する。

4 最終合格者の決定

最終試験のすべての試験科目に合格となった者について、それぞれの試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して、最終試験の得点を合計した高点順に決定し、平成26年11月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否等について調査の結果、虚偽又は不正の申告をした者、アピールシートの内容に虚偽又は不正の事実が判明した場合は不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

5の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネットによる受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

① 民間企業等職務経験者

平成26年7月22日（火）9時〔JST〕から8月22日（金）17時〔JST〕までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

② JICAボランティア等経験者

平成26年7月22日（火）9時〔JST〕から9月12日（金）17時〔JST〕までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

8 試験の期日及び場所

- (1) 第1次試験 受付期間終了後に書類選考を行う。
- (2) 第2次試験 平成26年10月11日(土)～13日(祝月)
県庁会議室及び都道府県会館(東京都)
- (3) 最終試験 平成26年11月1日(土)～3日(祝月)
県庁会議室

3 平成26年度佐賀県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

行政(5名程度)、警察事務(5名程度)、総合土木(5名程度)、林業(1名程度)
計16名程度

2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成27年3月までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)は除く。

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない者

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

行政及び警察事務の試験区分については教養試験を行い、総合土木及び林業の試験区分については教養試験及び専門試験を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。

問題数は50問で、行政及び警察事務の試験区分については200点満点、総合土木及び林業の試験区分については80点満点とし、時間は2時間30分とする。

イ 専門試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。

問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。

ウ 第1次試験合格者の決定

行政及び警察事務の試験区分については教養試験、総合土木及び林業の試験区分については、教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、該当する試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、平成26年10月10日(金)に発表を行う。

(2) 第2次試験

作文試験及び面接試験を行う。

ア 作文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。

イ 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

なお、面接試験の参考とするため適性検査を実施する。

4 最終合格者の決定

第2次試験のすべての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験それぞれの得点を合計した総合得点（600点満点）により、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、平成26年11月中旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

平成26年8月11日（月）9時から8月29日（金）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

平成26年8月11日（月）から8月29日（金）までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

平成26年8月11日（月）から8月29日（金）までとする。ただし、8月29日（金）の消印があるものまで有効とする。

8 試験の期日及び場所

(1) 第1次試験 平成26年9月28日（日）

県庁新行政棟大会議室ほか

(2) 第2次試験 平成26年10月下旬

県庁新行政棟会議室ほか

4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

管理職員等の範囲を定める規則第2条の規定により、佐賀県知事から平成26年4月1日付け組織の変更について通知があり、内容を審査した結果、地方公務員法第52条第3項ただし書に規定する管理職

員等の範囲を変更する必要があると認められるため、管理職員等の範囲を定める規則別表の一部を改正する。(施行期日 公布の日)

なお、次年度以降については、組織改正の施行日にあわせた改正ができるよう検討したい。

また、現在の管理職員等の範囲の精査を行いたい。

(改正内容)

(1) 新たに指定する職

- 知事部局
 - ・ユニバーサルデザイン推進監
 - ・コスメティック構想推進監
 - ・観光戦略推進監

(2) 移管する職

- 知事部局
 - ・国際戦略推進監

(3) 廃止する職

- 知事部局
 - ・I L C推進監

○報告事項

1 給与制度の総合的見直しに関する要請書について

佐賀県職員労働組合等から委員長あてに提出された「給与制度の総合的見直し」に関する要請書について報告した。

2 懲戒処分について

佐賀県警察本部の懲戒処分について報告した。

○その他

1 行事予定について